

「協働の堤外農道土砂撤去事業」実施要領

1. 目的

協働の堤外農道土砂撤去事業は、令和元年台風19号により被災した堤外の農道、農業用排水路の土砂の撤去を行い、農業生産基盤の復旧を図ることを目的とする。

2. 指針

協働の堤外農道土砂撤去事業は、被災した堤外の農道、農業用排水路の土砂の撤去を推進し、農村の自立を促すために、区（又は実施団体）が自ら発意し、施設の管理者・農家・地域住民が協働して行う復旧活動に対して支援する。

3. 施行基準

協働の堤外農道土砂撤去事業の施行基準は次の通りとする。

- (1) 受益面積がおおむね1ha以上(地形上やむを得ない地区にあつてはこの限りでない)であること。
- (2) 受益者が2名以上いること。
- (3) 地元協力金を納めること。
- (4) 事業に必要な用地及び借地は申請者が確保すること。
- (5) その他市長が特に認めたもの。

4. 支援基準等

協働の堤外農道土砂撤去事業のため、市は予算の範囲内で次の支援を行う。

- (1) 復旧に使用する建設重機は、区（又は実施団体）と協議のうえ、市で借上げ料を支払う。
- (2) 市は、区（又は実施団体）と協議のうえ、必要と認められる場合、測量等の技術援助を行う。

5. 安全対策

作業実施区（又は実施団体）は、安全対策について全責任をもち、作業に際しては作業員全員を傷害保険に加入させなければならない。ただし、区（又は実施団体）がすでに加入している傷害保険がある場合はこの限りでない。

6. 地元協力金

市が要した経費に下記地元協力金基準表の率を乗じた金額を地元協力金とする。

協働の堤外農道土砂撤去事業 地元協力金基準表

地区区分	平坦地	中間地	山間地
	飯山地域、秋津地域 木島地域、常盤地域 瑞穂地域(北原以外) 今井、大深	北原	上境、下境、桑名川 藤沢、西大滝
負担率	15%	10%	5%

7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和元年10月28日より適用する。

「協働の堤外農道土砂撤去事業」施行基準

1. 事業内容

令和元年台風19号により被災した、堤外の農道、農業用排水路の土砂の撤去を行うため、建設重機の借上げ料の支援を行う。

2. 施行方法

(1) 要望地区調査

- ①事業を要望する区（又は実施団体）は「協働の堤外農道土砂撤去事業 実施要望書」を市へ提出するものとする。
- ②作業に必要な用地及び借地が必要な場合は、区（又は実施団体）が地権者等の同意を得ること。

(2) 地区決定

要望書を基に市において審査の上、実施区（又は実施団体）を決定する。

(3) 施工方法

- ①土砂の撤去作業は全て実施区（又は実施団体）で行う。
- ②使用する重機は、実施区（又は実施団体）が借り上げ、請求により市が支払いする。
- ③作業場所及び距離等の確認は、実施区（又は実施団体）が責任をもって行う。

(4) 作業の完了

- ①実施区（又は実施団体）は、作業完了後、速やかに下記書類を市へ提出しなければならない。
 - ア：協働の堤外農道土砂撤去事業 完了報告書
 - イ：作業前、作業中、作業後の写真、及び 作業した位置図
- ②市は完了報告書提出後速やかに区長等の立会いにより作業完了の確認を行う。

(5) 事業の完了

市が地元協力金の納入の確認をもって事業の完了とする。

附則

この施行基準は令和元年10月28日より適用する。